

I いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめの定義 行為（インターネット上含む）の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの
けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し判断する
好意から行った行為が意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も該当する
ただし、「いじめ」という言葉を使わず柔軟に対処することも可能

いじめの解消 いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

II いじめ防止等の基本的施策

1 未然防止

「心のつながり」を育む
学校、地域づくり

子供主体の「絆」づくり

- ・児童会活動の活用
（心の結び付き、問題解決力を育む）

教員・保護者・地域がつくる

「居場所」づくり

- ・児童が心の安ぎを得られる環境づくり
- ・わかる、楽しい授業
- ・学校、地域行事等を通した心のつながりづくり

2 早期発見

いじめの兆候を見逃さない
風土づくり

<学校>

- ・定期的な情報共有
- ・アンケートの活用
- ・個人面談の実施

<保護者・地域>

- ・校外での児童の見守り
- ・PTA 連携(情報モラル研修等)

<多様な相談窓口>

- ・教育相談員
- ・スクールカウンセラー
- ・いじめ相談窓口の周知

3 いじめ発生時の適切な対応

組織による迅速・丁寧な対応

- ・被害者の心身の安全確保
- ・加害者のストレスの背景・人格の成長を踏まえた指導
- ・傍観も加害を認める行為であるとの指導
- ・いじめが解消されるまでの継続的な支援
- ・いじめの解消：いじめが完全に止み、被害児童が心身の苦痛を感じていない
（3か月以上を目安）
- ・関係機関との連携
- ・ケース会議の実施

III 教育的課題から配慮すべき児童への対応

- ・多様性が認められる環境づくり
- ・発達障がいを含む障がいのある児童への配慮
- ・帰国子女・外国人の児童への配慮
- ・性同一障がいや性的指向・性自認に係る配慮
- ・被災児童への配慮

IV 重大事態への対処

生命、心身、財産に重大被害を受けた場合 相当期間の欠席(30日目安)

- ・教育委員会への報告
- ・組織的な対応と再調査
- ・いじめを受けた児童、保護者への丁寧な説明
- ・再発防止

V 点検と評価・不断の見直し

実態把握 心のアンケート調査(年3回) 子どもを語る会(毎週) 保護者との二者面談 家庭訪問
いじめアンケートの実施(6月、11月:児童生徒・保護者)と全児童との個人面談

評価 職員間での共通理解のための話し合いの場の設定 学校評価アンケート

見直し 学校評価を受けた取組み改善、学校いじめ防止基本方針の見直し